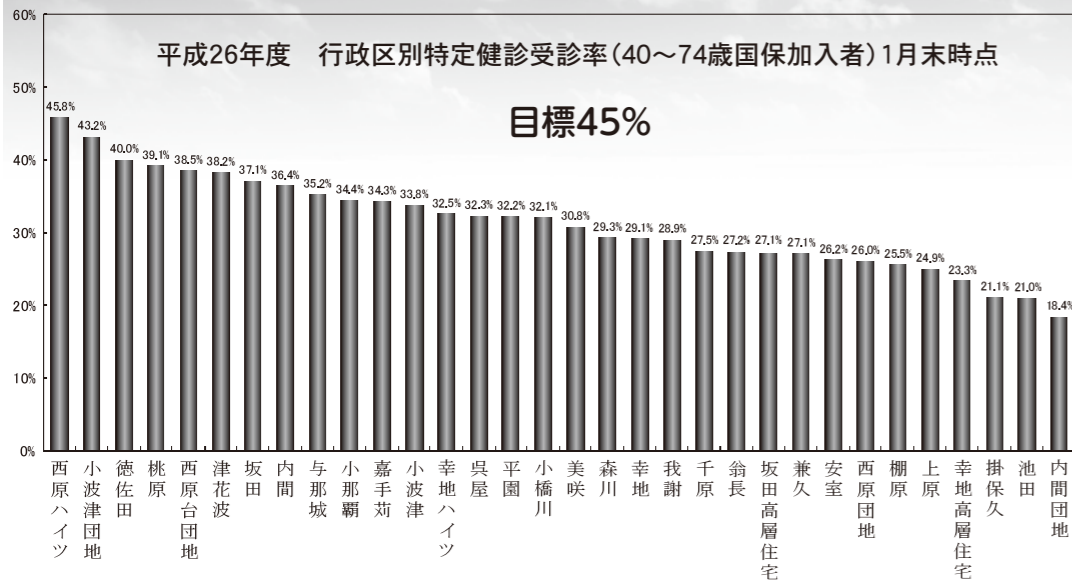


特定健診 受診期限せまる!! 平成27年3月31日まで



- 1位 西原ハイツ
2位 小波津団地
3位 徳佐

今年度の受診期限も残りわずか! 健診は健康への第一歩です。地域で声をかけ合い、元気なまちづくりを目指しましょう!

受診券を使うと こんなにお得な特定健診!

特定健診 健診費用 6,892円が **無料**になります!

人間ドック ドック費用 26,540円が **12,600円**になります! (町補助額 13,940円)



現在通院中の方へ...
こんな利用方法もあります!!

特定健診には血圧測定や血液検査、尿検査などの項目があります。定期的な検査と特定健診の項目が重複する場合、健診受診券を利用することで、定期検査を1回無料で受診できる場合があります。かかりつけ医にご相談ください。

医療機関へのご予約はお早めに! **あなた自身のために、特定健診を受けましょう!**

【お問い合わせ】福祉部健康推進課 保健予防係 ☎ 945-4791

国民健康保険加入者以外(社会保険加入者など)の受診券について

平成27年度は、下記の方を対象に健診受診券を発行します。

- ★20代30代健診 ⇒ 20歳から39歳の男女のうち、
- ★子宮頸がん検診 ⇒ 20歳以上の女性のうち、
- ★乳がん検診 ⇒ 30歳以上の女性のうち、
- ★胃、肺、大腸がん検診 ⇒ 40歳以上の男女のうち、

職場健診などの受診機会がない方
例えば...
・家族の扶養に入っている方
・仕事に就いているが、職場での健診機会がない方

職場等で健診の機会があると思われる方には、受診券が送付されません。しかし受診を希望する方は、加入している健康保険の種別に関係なく上記の健診が受診できます。お手数ですが、受診を希望する方は福祉部健康推進課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】福祉部健康推進課 保健予防係 ☎ 945-4791

3月16日(月)より、平成27年度の国民健康保険証の切替が始まります

2月2日までに7期分までの保険税を支払った方、または3月2日までに8期分までを完納した方については、新しい保険証をご自宅に郵送します(手続きは不要です)。新しい保険証は3月中旬に届く予定です。

それ以外の方は、窓口での切替が必要です。ただし支払い済みの世帯でも、マル遠(町外の施設に住所がある方)・マル学(町外に住所のある学生)の保険証は、在園証明書・在学証明書を持参して、窓口での受け取りとなります。

切替手続きについて

- ◆切替場所 福祉部健康推進課窓口
- ◆期間 3月16日(月)~3月31日(火)(土日、祝日を除く)
- ◆受付時間 9:00~16:00(昼休み時間を除く)
- ◆持参するもの
 - ① 現在お持ちの国民健康保険証
 - ② 切り替えのお知らせのハガキ
 - ③ マル遠・マル学の場合は在園証明書・在学証明書
 - ④ 国保税を支払って2週間以内であればその領収書

(④の領収書は、銀行窓口等から役場に支払いの情報が届くのに時間がかかるため、支払い確認をするために必要です)

別世帯の方が代理で手続きする場合、上記①~④のほか、代理人の身分確認ができるもの(免許証、パスポート等)をお持ちください。

※平成22年7月1日より制度が改正され、滞納世帯に対しては「高校生世代以下の子ども」についてのみ6か月以上の「短期被保険者証」を交付することになりました。3月31日期限の保険証をお持ちの方は切替時に更新を行っています。平成27年度の所得申告をしていない方は、総務部税務課で申告をしてから保険証の切替をしてください。

★退職後に国民健康保険へ加入予定の方へ★

退職後に国民健康保険へ加入をする方は、下記のものを持参して窓口でお手続きください。

- ① 社会保険等喪失証明書(勤めていた会社か、社会保険事務所等からの証明)
- ② 印鑑(認印)
- ③ 身分証

※ なお、勤めていた会社の健康保険等に引き続き加入できる方(任意継続被保険者)もいます。詳しくは福祉部健康推進課または勤めていた会社へお問い合わせください。

※ 国民健康保険へ加入する方は、退職した日の翌日から14日以内に手続きをしてください。手続きが遅れた場合、その間の病院受診支払いが全額自己負担になることがあります。

介護保険適用住宅改修工事

支給額 **最高18万円**

和式便器→洋式便器 手すり・スロープ設置 和室→洋室

福祉用具専門相談員 福祉住環境コーディネーターのいるお店

株式会社 **七色**



業界TOP! 今年度も 下水道接続工事 助成金交付実績

西原町全体の 約1/3の実績 **32件**

ご契約頂いた皆さまに御礼申し上げます。

西原町下水道排水設備指定工事店

946-4508 沖縄県知事許可(一般-21)第11573号 〒903-0124 西原町呉屋69-2